

東京都立練馬特別支援学校いじめ防止基本方針

令和5年4月3日改訂

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめはどの子供、どの学校でも起こりうる、また被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえて対応する。
- (2) いじめ防止と早期発見に向け保護者等との連携や解決に向けて関係諸機関との協力や連携を図る。
- (3) いじめの防止に全力をあげるとともに、いじめが発見された場合は被害者を守ることを最優先に考えた対応を行う。
- (4) 各担任や学年のみでの対応だけではなく学校全体や関係諸機関との連携をとり組織的な対応を行う。

2 学校及び教職員の責務

学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

- いじめの状況の複雑化、多様化を踏まえその未然防止や早期発見の為に組織的な対応を行う
- いじめ発生後に迅速にかつ組織的な対応を行う際の主体的な役割を果たす

イ 所掌事項

- いじめを含む生徒の問題行動等の未然防止や早期解決
- いじめ発見時の対応
- 教育支援員と連携した対応、学校評価等による情報収集・把握とその対応
- その他、本委員会の目的達成に必要な事項

ウ 会議

- 定例会議
各学期に1回（年間計3回 学校運営連絡協議会同日開催）
- 臨時会議

委員長が必要と認めるとき

エ 委員構成

- ・校長（委員長） ・副校長 ・主幹教諭5名
- ・学校運営連絡協議会評価委員
- ・光が丘警察署生活安全課少年第1係スクールサポーター
- ・その他委員長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

- ・学校いじめ対策委員会の所掌事項を支援する
- ・重大事態が発生した際は、緊急を要しその対応にあたる

イ 所掌事項

- 学校いじめ対策委員会への出席及び所掌事項の支援
- 安全指導教室（校内）、教職員研修、学校訪問を通じて生徒の状況把握
- 学校周辺地域の情報把握と早期対応に向けた支援

ウ 会議

- 定例会議
各学期1回（年間計3回 学校運営連絡協議会同日開催）
- 臨時会議
委員長が必要と認めるとき

エ 委員構成

- ・校長（委員長） ・ 副校長 ・ 主幹教諭 5名
- ・光が丘警察署生活安全課少年第1係スクールサポーター
- ・保護者代表 ・ 地域住民代表
- ・その他、委員長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 生徒のケース把握及び学校生活におけるの情報共有

- ・担任のみではなく教科担当教員や部活動顧問及び保健室の養護教諭とも情報の共有を密にし、生徒の心情や行動の変化を把握。
- ・週1回の学年会及び学部運営会議で生徒のケース報告と他学年のケース報告（学年主任）の実施。

イ 家庭との連携と生徒の変化の早期発見

- ・連絡帳で学校、家庭での過ごし方の情報交換。
- ・長期休業中の過ごし方（年間3回）を発行し、学校及び相談機関の紹介。

ウ 校内研修（ケース会含む）の実施（年間3回以上）

- ・春季休業中に生徒ケースの状況や対応についての全校研修会を実施し、教員間で共通理解を図る。
- ・個別面談期間終了後に生徒のケース会を全校で行うとともに、臨床発達心理士から助言等を受ける。
- ・「いじめ問題に対応できる力を育てるために」を活用した全校研修を実施する。

エ 生徒会役員によるより良い人間関係を築くための啓発活動

- ・挨拶運動（年間30日） ・ 意見箱（生徒会担当）設置

オ より良い人間関係の構築（いじめ問題含む）に関する授業の実施

- ・各クラスや学年の実態に応じて年間3回以上実施する。主な指導場面は日常生活の指導及び学年集会等。

(2) 早期発見のための取組

ア 生徒のケース把握及び学校生活についての情報共有

- ・担任のみではなく教科担当教員や部活動顧問及び保健室の養護教諭とも情報の共有を密にし、生徒の心情や行動の変化を把握。
- ・週1回の学年会及び学部運営会議で生徒のケース報告と他学年のケース報告(学年主任)の実施。

イ 家庭との連携と生徒の変化の早期発見

- ・連絡帳で学校、家庭での過ごし方の情報交換。
- ・欠席の理由が特定できない状況での欠席の場合は担任からの電話連絡。

ウ ふれあい月間(年間3回)を通じて生徒の行動観察及び生活指導

- ・チェックシートを活用し、「全般的な取組」「いじめ防止の取組」「不登校の予防等」「暴力行為の防止等」についての調査を実施。

エ 臨床発達心理士との面談

- ・希望生徒への個別面談実施。

オ 生徒からの意見集約

- ・生徒の学校評価(アンケート)を実施し生徒の思いや困っていることを聞き取り確認したりする。

(3) 早期対応のための取組

ア 関係生徒(被害生徒・加害生徒)の個別面談

- ・聞き取り。 ・状況の確認。 ・聞き取り内容の確認。

イ 被害生徒へのケア

- ・安心して学校生活を送れるような指導体制の構築。
- ・連絡手段と方法の再確認。
- ・必要な場合は学習集団の変更。
- ・臨時学年会。

ウ 加害生徒への指導(担任、学年内教員、生活指導部、進路支援部、管理職)

- ・規則、決まりについて。 ・協調性と集団生活。 ・社会と犯罪。
- ・謝罪と今後の生活について。

エ 関係保護者への連絡と対応

- ・被害生徒、加害生徒の保護者への状況の説明。
- ・今後の学校生活についての配慮と規則遵守についての説明。

オ 関係集団に対する働きかけ

- ・現場を見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えること、及びいじめを止めることができない場合の連絡の重要性について指導する。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒の保護

- ・生命の安全を確保し、身体または財産に与える重大な被害を排除する。
- ・緊急対応が終了し次第、管理職へ報告し関係諸機関へ連絡をする。
- ・臨床発達心理士からの援助を受け登校へ向けての生徒の心のケアを図る。

イ 状況や背景の確認

- ・加害生徒への指導。

ウ 保護者との連携

- ・被害生徒保護者への今後の対応についての説明。
- ・加害生徒保護者への今後の対応についての説明。

エ 関係諸機関、地域との連携

- ・警察、児童相談所等と連携し全ての生徒が安全に生活できる環境を早期に構築する。

5 教職員研修計画等

(1) 全校研修（ケース会含む）の実施（年間3回以上）

- ・春季休業中に生徒ケースの状況や対応についての全校研修会を実施し、教員間で共通理解を図る。
- ・個別面談期間終了後に生徒のケース報告を全校で行うと伴に公認心理士等からの助言等を受ける。
- ・「いじめ問題に対応できる力を育てるために」を活用した全校研修を実施する。

(2) 学年ケース会

- ・週1回の学年会で生徒の様子やケースについての報告を行う。また、必要な内容については学年主任より各学年に報告し情報を共有する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者との連携及び啓発

- ・毎日の連絡帳でそれぞれの様子を伝え合う。
- ・年間3回の面談を通し成長や課題の確認と余暇や交友関係等について情報の共有。
- ・生活指導だより（年3回）を発行し、生徒の変化やトラブルについて保護者へ情報提供の依頼（啓発）。
- ・被害生徒、加害生徒保護者との面談の実施。
- ・全校保護者会において学校評価を基に改善項目の報告。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校運営連絡協議会（年間3回）実施

- ・授業参観で生徒の様子や指導についての意見や助言を得る。
- ・学校評価（保護者・生徒アンケート）の分析結果の説明。

(2) 関係諸機関との連携

- ・スクールサポーターとの連携事業

安全指導教室（校内）、教職員研修、学校訪問を通して生徒の様子の見学及び情報交換。

- ・支援会議の設定（本校職員・児童相談所・子ども家庭支援センター・スクールサポーター等）。

(3) 警察への通報のあり方

- ・生徒の人権に配慮しつつ、必要に応じて管理職から警察への通報を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価の実施

- ・保護者学校評価の項目に教育活動・家庭との連携・人権への配慮の項目を設定し、回収率100%を目標に2学期に実施する。
- ・生徒学校評価（アンケート）の項目に学校生活・交友関係・教員の接し方等の項目の設定と「先生へのお願い」の欄を設け自由記述で意見の集約。

(2) 学校評価を通して改善へ向けての方策

- ・A評価「とてもそう思う」 B評価「そう思う」 C「あまりそう思わない」 D評価「そう思わない」 E評価「わからない」を基に全校保護者会で報告。
- ・上記内容について責任分担を明確にし改善へ向けて取組。

(3) いじめ防止対策基本方針に特化した内容の設定

- ・基本方針の見直しと必要事項の追加についてPTAとも協議し内容の精選を行う。

9 その他

- ・「東京都立練馬特別支援学校いじめ防止基本方針」については学校ホームページにて公開する。
- ・「東京都立練馬特別支援学校いじめ防止基本方針」を基に日常の指導やいじめ発見時の対応場面でより具体的に活用できるように「東京都立練馬特別支援学校いじめ防止基本方針 手引き」を作成し活用する。